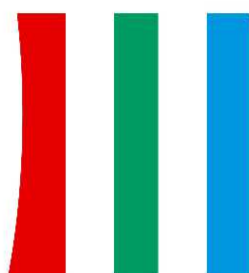


産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物 の収集運搬業許可申請の手引き

(令和7年4月)



KAWASAKI CITY

収集運搬業（積替え保管を含む）の許可申請をされる場合は、事前に
廃棄物指導課あてご相談ください。

受付時間は下記のとおりとなりますので、時間内にお越しください。
（時間厳守）

<午前9：00～11：00、午後1：00～2：00>

川崎市環境局生活環境部
廃 棄 物 指 導 課

目 次

I	収集運搬業許可申請の概要.....	1
II	申請書類の作成にあたっての注意事項.....	6
III	産業廃棄物収集運搬業許可申請書類・添付書類のチェックリスト.....	13
IV	（特別管理）産業廃棄物収集運搬業用記載例（新規・更新許可）.....	14
V	（特別管理）産業廃棄物収集運搬業用記載例（変更許可）.....	32
VI	廃棄物指導課案内図.....	35

- 平成18年の法改正により、「石綿含有産業廃棄物」が規定されました。そのため、平成18年10月1日以降の申請にあたっては、廃プラスチック類、ガラスくず及びがれき類について、「石綿含有産業廃棄物」を取り扱うか否かの記載等が必要です。
- 平成22年の法改正により、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）の許可が合理化されました。
詳細は1～3ページ「2 他自治体の許可状況との整合性」を御覧ください。
- 平成29年10月1日の改正法施行により「水銀含有ばいじん等」及び「水銀使用製品産業廃棄物」が規定されました。平成29年10月1日以降にあたっては、燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥について、「水銀含有ばいじん等」を取り扱うか否かの記載等が必要です。また、水銀使用製品産業廃棄物に該当する品目には「水銀製品産業廃棄物」を取り扱うか否かの記載等が必要です。
- 令和3年3月に環境省が作成した石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）において石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは汚泥に該当する可能性があるとの見解が示されました。これを受けて、本市では汚泥について「石綿含有産業廃棄物」を取扱うか否かの記載等が必要です。

収 集 運 搬 業 許 可 申 請 の 概 要

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を収集運搬するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、取り扱う産業廃棄物の種類によって産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（以下「許可」という。）の申請が必要です。

1 申請の種類

（１）新規許可申請

新たに許可を受ける場合に必要な申請です。なお、個人業者が法人を設立した場合、これまでの法人を廃止して新たに法人を設立した場合、許可期限を過ぎて申請する場合なども新規許可申請となります。

（２）更新許可申請

許可期限満了後も引き続き業を行う場合に必要な申請です。

申請の受付は、許可期限の２か月前から行いますので、遅くとも許可期限１か月前までに申請をしてください。

（３）変更許可申請

同一の処理業の許可の範囲内で、取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を増やす場合等、事業の範囲を変更する場合に必要な申請です。

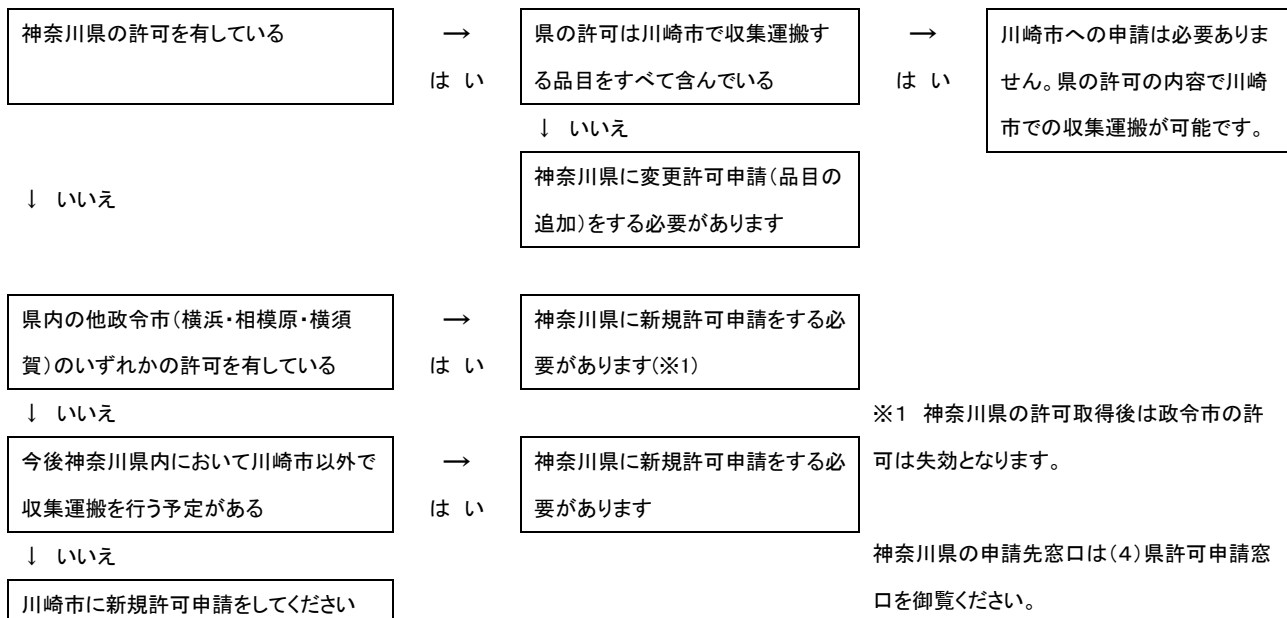
＊ 車両、役員等の変更はこれに該当しません。⇒ **変更届の提出**が必要となります。

2 他自治体の許可状況との整合性

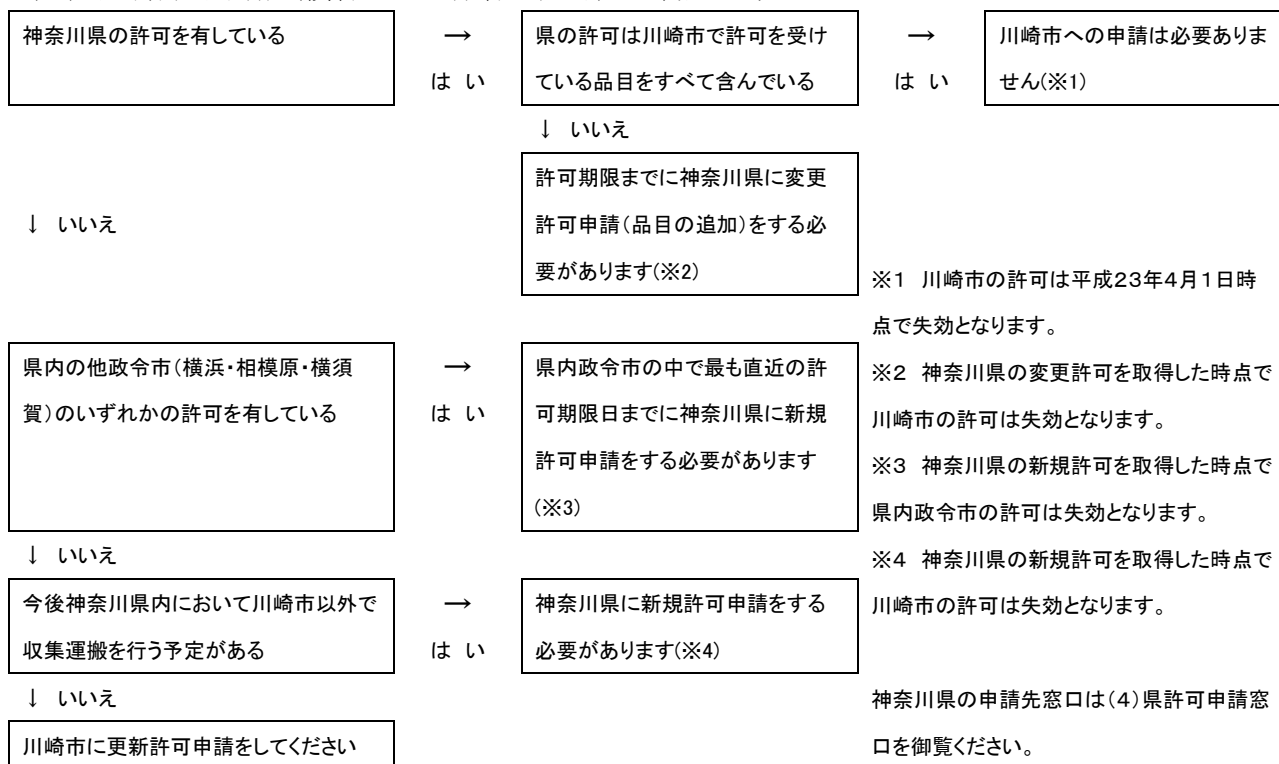
収集運搬業を行う者は、産業廃棄物を排出する事業所を管轄する自治体と処分場等を管轄する自治体の許可が必要です。したがって、川崎市以外の他自治体にまたがって収集運搬業を行う場合は、その自治体の許可も持っていなければなりません。

なお、産業廃棄物（積替え又は保管を除く）及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業（積替え又は保管を除く）の許可については、平成２２年の法改正に伴い申請先が異なる場合がありますので、次の判定チャートで申請先を確認の上、許可申請手続きを行ってください。

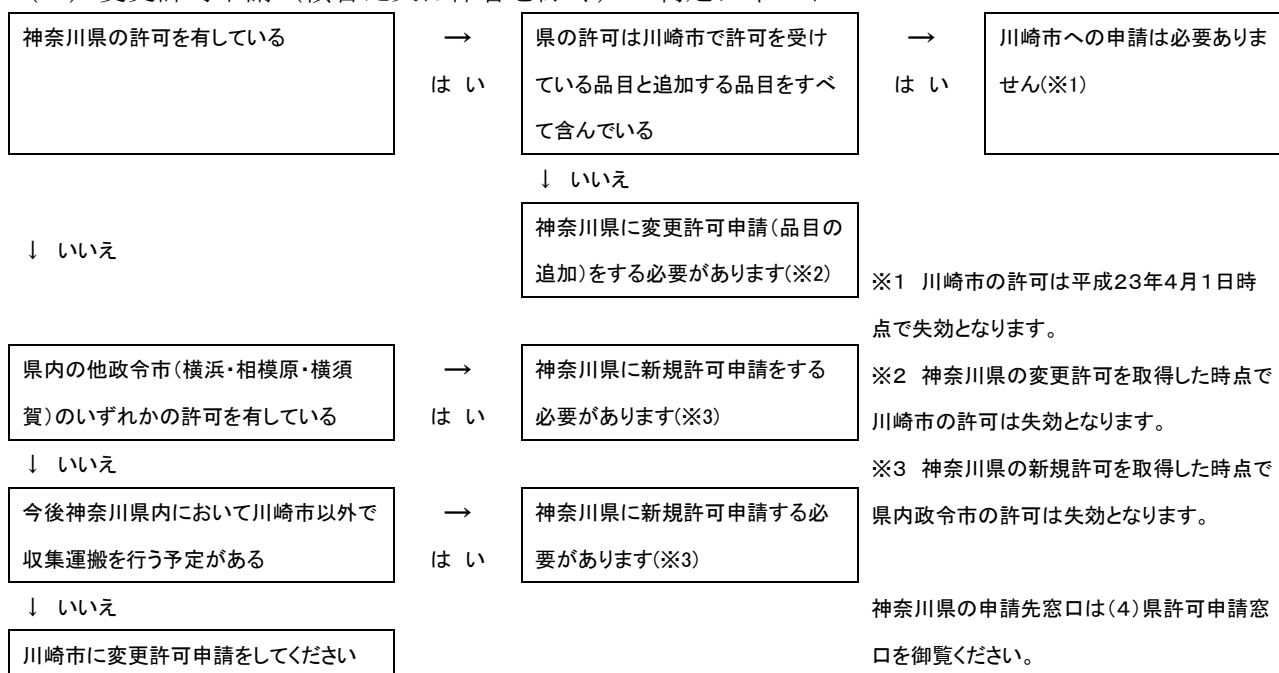
（１）新規許可申請（積替え又は保管を除く）の判定チャート



(2) 更新許可申請（積替え又は保管を除く）の判定チャート



(3) 変更許可申請（積替え又は保管を除く）の判定チャート



(4) 神奈川県県許可申請窓口※

部署名、所在地及び電話番号				
環境農政局 環境保全部 資源循環推進課	〒231-8588	横浜市中区日本大通 1	電話	(045)210-1111 (代表)
横須賀三浦地域県政総合センター環境部 環境課	〒238-0006	横須賀市日の出 2-9-19	電話	(046)823-0210 (代表)
県央地域県政総合センター環境部 環境調整課	〒243-0004	厚木市水引 2-3-1	電話	(046)224-1111 (代表)
湘南地域県政総合センター環境部 環境調整課	〒254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	電話	(0463)22-2711 (代表)
県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒250-0042	小田原市荻窪 350-1	電話	(0465)32-8000 (代表)

※神奈川県許可申請窓口は、申請者の住所・本店所在地により異なりますので、不明な方は上記連絡先にご確認ください。

(5) 収集運搬業の申請に関する県のホームページ（様式、申請の手引き）

神奈川県 産業廃棄物許可申請

検索

又は 神奈川県トップページ → くらし・安全・環境 → 産業廃棄物
→ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請等について
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f671/>

3 川崎市に許可申請する際の注意事項

- (1) 許可申請書は必要書類を添付し、**正本1部、その写し1部の計2部**を提出してください。
- (2) **審査を迅速に行うため法定書類以外の書類についても提出をお願いしています。**
- (3) 許可申請書を提出するときは、「押印の有無」「添付書類及び図面の有無」等を「**許可申請書類・添付書類のチェックリスト（13ページ）**」で確認し、**その順番のとおり綴じてください。**
(ヒモ綴じ又はファイルでの提出をお願いします。)
なお、大きい図面等は、許可申請書と同じ大きさに折り込んでください。
また、許可申請書及び添付書類は、両面印刷・両面コピーをしないでください。
- (4) **申請書類等に不備、不足があった場合には受付できないことがあります。**
- (5) 書類審査後にお渡しする納付書により、次の申請手数料を当日銀行等で納入していただきます。再度窓口にお戻り頂き、その場で納入の確認後、受付印を押印した正本の写しを返却いたします。返却した写しは控えとなりますので大切に保管してください。
なお、**納入された手数料の返還はできません。**

< 申請手数料 >

種 類 \ 区 分	収 集 運 搬 業 の 区 分	
	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
新規許可	81,000円	81,000円
変更許可	71,000円	72,000円
更新許可	73,000円	74,000円

(6) 申請受付時間

(閉庁日を除く)月曜日～金曜日

午前 9:00～11:00、 午後 1:00～2:00 (時間厳守)

- * 受付にあたっては、書類の審査に約30～60分程度を要します。
- * 積替え保管を除く収集運搬業の申請については予約の必要はありません。

ただし、積替え又は保管を含む収集運搬業を川崎市内で行う場合や、積替え又は保管を除く収集運搬業の内、PCB廃棄物を神奈川県内においては川崎市内に限って行う場合の申請については、事前協議が必要ですので電話連絡の上、来庁してください。

4 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し等）について

- (1) 申請にあたっては、次に示す者が下記の講習会実施機関が開催する「**産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程**」の講習を修了していなければなりません。
ただし、やむを得ない理由により申請期日に有効な修了証がない場合は、修了試験の申込

書及び、誓約書の提出をもって申請が可能となる場合がありますので、その際は廃棄物指導課あてご相談ください。

- ア 申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者**
- イ 申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者**

＊ 申請者が法人である場合、監査役、監事等はその業務を行う役員とはなりませんので、講習会の修了者としては認められません。

＊ **川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者が講習会の修了者である場合は、①事業場の代表者である旨の証明、②産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する旨の証明、③組織図（それぞれ任意様式）及び④事業場の案内図が必要です。**

また、事業場の代表者は、政令で定める使用人に該当しますので役員等と同様な添付書類が必要となります。

なお、**本社の部長等は、たとえ産業廃棄物部門の統括者であったとしても、事業場の代表者に成り得ませんので、講習会の修了者として認められません。**

(2) 講習会実施機関

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 電話 03-5275-7115

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

(3) 講習会修了証の有効期間

ア 新規許可講習会…修了証の発行日（講習会を修了した日）から5年以内

新規申請に用いる場合には申請日から5年前以降に発行されたもの、更新許可申請に用いる場合には許可更新日から5年前以降に発行されたものがが必要です。

イ 更新許可講習会…修了証の発行日（講習会を修了した日）から2年以内

新規申請に用いる場合には申請日から2年前以降に発行されたもの、更新許可申請に用いる場合には許可更新日から2年前以降に発行されたものがが必要です。

(4) 申請に伴う講習会修了証の取扱い

収集運搬業の申請（新規許可、変更許可、更新許可）にあたって必要な講習会の修了証は、次のとおりです。

許可申請の種類 講習会の種類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
産業廃棄物の収集・運搬課程（新規許可講習会）	○	○	○	×	×	×
特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規許可講習会）	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新許可講習会）	△ ※2	○	○	△ ※2	○	○

※1 新規許可申請の場合は申請日、更新許可申請の場合は更新日に有効な修了証が必要です。

なお、変更許可申請の場合は、現在の許可を受けた際の講習会修了者が引き続き在職していれば、有効期限を過ぎた修了証であっても、その者の修了証を添付することができます。

※2 既に他の自治体で同じ種類の許可を受けている場合に限り、産業廃棄物又は特別管理産業

廃棄物の収集・運搬課程（更新許可講習会）の修了証で新規許可申請ができます。

なお、その場合には、必ず現在有効な他の自治体の許可証の写しを添付してください。

5 その他

（１）変更許可及び更新許可申請の方で、車両・役員等の変更届を提出していない場合は、申請前に「**産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十一号）**」、又は「**特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十七号）**」の提出が必要です。なお、添付書類は、許可申請書と変更届にそれぞれ必要です。

（２）次の場合は、申請前に事前相談、事前協議等が必要です。下記までお問い合わせください。

ア 川崎市内において積替え又は保管を含む収集運搬業を新たに行う場合

イ 川崎市内のみでPCB廃棄物の収集運搬業を新たに行う場合

ウ 川崎市の収集運搬業の許可を持っており、取扱う品目を新たに追加する場合

エ その他、当課が必要と判断した場合

（２）海上運搬による収集運搬業の場合は、申請前の事前協議は不要となりましたが、この申請の手引きに記載以外の必要書類がありますので、下記までお問い合わせください。

（４）行政書士等が申請手続きを代行する場合、申請書欄外に行政書士名及び行政書士会に登録済の職印を押印してください。

（５）月末及び申請受付時間終了間際は、大変混み合いますので、時間に余裕を持って申請するようにしてください。

（６）許可申請に伴い事業計画書の提出を要する事業者については事業計画書添付書類である事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類に、事業者としての産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の脱炭素化に向けた基本方針や基本取組、及び災害に備えた計画を策定している場合には、①災害廃棄物処理に係る特例規定の活用を想定した災害廃棄物処理に関する計画、②BCP（業務継続計画）の策定有無（策定している場合には、その内容を添付する。）について記載してください。

6 お問い合わせ先

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎20階）

電話 044-200-2593

電子メール 30haiki@city.kawasaki.jp

* 所在地は巻末の案内図を参照してください。

申請書類の作成にあたっての注意事項

申請書類の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) **特別管理産業廃棄物収集運搬業**の申請に関しても、以下の注意事項に従ってください。
- (2) 字句の訂正は、二重線により訂正をしてください。
ただし、「誓約書」については、訂正は認められません。
- (3) ふりがなの欄は必ず正確に記入してください。
- (4) 様式の記載例については、[]内のページを参照してください。

◎ 新規許可及び更新許可申請の場合

産業廃棄物収集運搬業許可申請書第1面（様式第六号）[P14]

- (1) 郵便番号、住所、法人名（個人の場合は個人名）及びFAX番号等を忘れずに記入してください。
- (2) 「事業の範囲」の欄には、積替え又は保管の有無及び取り扱う産業廃棄物の種類をすべて記入してください。汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を事業の範囲に含む申請をする場合で、石綿産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」又は「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載してください。また、水銀使用製品産業廃棄物を事業の範囲に含む申請をする場合で、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」又は「(水銀使用製品産業廃棄物を含まない。)」と記載してください。燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリを申請する場合で、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀含有ばいじん等を含む。)」又は「(水銀含有ばいじん等を除く。)」と記載してください。
- (3) 「事務所の所在地」の欄には、営業の拠点でかつ連絡先となる事務所の住所を記入してください。
- (4) 「事業場の所在地」の欄には、産業廃棄物の収集運搬の帳簿を備えてある事業場・営業所等を必ず記入してください。
- (5) 「事業の用に供する施設の種類及び数量」の欄には、車両及び容器を記入してください。

◎ 変更許可申請の場合

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書第1面（様式第十号）[P32]

- (1) 郵便番号、住所、法人名（個人の場合は個人名）及びFAX番号等を忘れずに記入してください。
- (2) 「許可に係る事業の範囲」の欄には、積替え又は保管の有無及び取り扱う産業廃棄物の種類をすべて記入してください。追加となる産業廃棄物の種類も含みます。
汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を事業の範囲に含む申請をする場合で、石綿産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」又は「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載してください。また、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」又は「(水銀使用製品産業廃棄物を含まない。)」と記載してください。燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリを申請する場合で、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀含有ばいじん等を含む。)」又は「(水銀含有ばいじん等を除く。)」と記載してください。
- (3) 「変更の内容」の欄には、追加となる産業廃棄物の種類を記入してください。

- (4) 「変更に係る事業の用に供する施設・・・」の欄には、変更許可後に使用するすべての車両及び容器を記入してください。

◎ **申請書第2面[P15]、第3面[P16]**

- (1) 既に処理業の許可を有している場合、その許可番号を記入してください。申請中の場合には、申請年月日を記入してください。**(変更許可申請の場合は除く)**

- (2) 申請者が個人である場合

ア 申請者の氏名^{※1}、生年月日、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

イ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年であり、その法定代理人が個人の場合には、「法定代理人」の欄にその法定代理人の氏名^{※1}、生年月日、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

ウ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年であり、その法定代理人が法人の場合には、「法定代理人」の欄にその法定代理人の名称及び住所、その法定代理人のすべての役員の氏名^{※1}、生年月日、役職名・呼称、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

- (3) 申請者が法人である場合

ア 第2面の「申請者」の欄には、名称及び住所を記入してください。

イ 第2面の「役員」の欄には、すべての役員の氏名^{※1}、生年月日、役職名・呼称、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

ウ 相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者を置いている場合は、「役員」の欄に、その者の氏名^{※1}、生年月日、役職名・呼称、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

エ 第3面には、株式会社の場合は発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主、有限会社やその他の法人は出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「株主等」とする。）すべてについて記入してください。

株主等が個人の場合は氏名^{※1}、生年月日、保有する株式の数又は出資額とその割合、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

株主等が法人の場合は名称、住所、保有する株式の数又は出資額とその割合を記入してください。

オ ウ、エの欄に該当するものがない場合は、その旨を記入してください。

- (4) 申請者が**政令で定める使用人**を置いている場合には、第3面の「令第6条の10に規定する使用人」の欄に氏名^{※1}、生年月日、役職名・呼称、本籍^{※2}及び住所を記入してください。

なお、該当する者がいない場合にはその旨を記入してください。

＊ 「政令で定める使用人」とは、次のとおりです。

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

2 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※1 外国人の場合は本名を記入してください。

※2 外国人の場合は国籍等を記入してください。

1 申請者が法人である場合

- (1) **定款又は寄附行為**

登記事項証明書と整合性の図れる内容のものを添付してください。

定款に変更した内容が反映されていない場合は、変更した内容が確認できる書類（取締役会の議事録の写し等）を添付してください。

(2) **登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）**

2 申請者が個人である場合

住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）記載のもの）（発行後3か月以内のもの）

3 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者で、その法定代理人が個人の場合

法定代理人の住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）記載のもの）（発行後3か月以内のもの）

4 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者で、その法定代理人が法人の場合

(1) **法定代理人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）**

(2) **法定代理人のすべての役員の住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）記載のもの）（発行後3か月以内のもの）**

5 申請者が法人である場合は、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票

申請書の第2面に記入した役員及び相談役・顧問等全員の**住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）記載のもの）（発行後3か月以内のもの）**

6 申請者が法人である場合は、株主又は出資者の住民票若しくは登記事項証明書

(1) 株主又は出資者が個人である場合は、申請書の第3面に記入した者全員の**住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）記載のもの）（発行後3か月以内のもの）**

役員等と株主又は出資者が同一の場合は、住民票は5で添付しているので必要ありません。

(2) 株主又は出資者が法人である場合はその法人の**登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）**

7 申請者に令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合はその者の住民票

申請書の第3面に記入した政令使用人の**住民票（本籍（外国人の場合は国籍等）記載のもの）（発行後3か月以内のもの）**

8 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し等）

本申請書の手引きP4～5を参照し、申請される業に見合った講習会の修了証の写し等を添付してください。また、川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者が修了者である場合は、本申請書の手引きP4を参照し、必要な書類を添付してください。

9 事業計画の概要＜第1、2、3、4、5面関連＞

(1) **事業の全体計画(第1面)[記入例P17]**

記入例を参考に事業の概要や営業範囲等、事業の計画に係る内容を記載してください。
変更許可申請時は、変更部分が明確になるようにしてください。

(2) **取り扱う産業廃棄物(特別産業廃棄物)の種類及び運搬量等（第1面）[記入例P17]**

申請書に記入した、取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類の欄に取扱う種類の記載をしてください。汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類について、石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」又は「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載してください。また、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」又は「(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)」と記載してください。燃え殻、鉋さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリについて、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀含有ばいじん等を含む。)」又は「(水銀含有ばいじん等を除く。)」と記載してください。

※予定排出事業者、積替え保管場所又は予定運搬先に川崎市が関係する運搬ルートのみ記載してください。

(3) **運搬施設の概要(第2、3面)[記入例P18～P19]**

ア 運搬車両一覧（第2面）

車検証の内容をそのまま記入してください。車両にクレーン設備、保冷設備等がありましたら、備考欄にその旨を記載してください。また、使用する車両の車庫の案内図を、主

要駅又は主要道路から記入してください。

なお、インターネットからダウンロードした地図を貼り付けても構いません。

イ その他の運搬施設の概要（第2面）

容器等を扱う場合は、容器の名称、用途（扱う品目等）、容量を記入してください。

品目に関して汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類について、石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(石綿含有産業廃棄物を含む。)」又は「(石綿含有産業廃棄物を除く。)」と記載してください。また、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」又は「(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)」と記載してください。燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリについて、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、それぞれに「(水銀含有ばいじん等を含む。)」又は「(水銀含有ばいじん等を除く。)」と記載してください。

ウ 積替え施設又は保管施設の概要（第3面）

記入例を参考に記入していただくか、事業計画書に記載済み等という旨を記載してください。積替え保管を行わない業者はその旨を記載してください。

（4）収集運搬業務の具体的な計画（第4面）[記入例 P20]

車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を記載してください。積替え保管を含む申請の場合は、事業計画書に含まれた内容の記載は必要ありません。従業員数に関しては役員および業務に従事する方の人数を記入してください。また、「政令使用人」は、記載条文を参照し、該当者がいる場合は、その人数を記入してください。

（5）環境保全措置の概要（第5面）[記入例 P21]

運搬時に関しては、飛散・流出、悪臭等の防止のための運搬方法を記入してください。

（石綿含有産業廃棄物等、収集、運搬の基準に注意してください。）

積替え保管施設に関しては、事業計画書の内容に沿って記入してください。

10 事業の用に供する施設の構造を明らかにする構造図等及び所有権（申請者が所有権を有しない場合には使用する権原）を有することを証する書類

（1）「運搬車両の写真」（第6面）[記入例 P22]

ア 車両の写真は、真正面及び側面を撮影し、車両の全景が写るようにしてください。

また、ナンバープレートが明確に判別できるように写してください。

なお、デジタルカメラで撮影し、カラープリントした物でも構いません。（後述の運搬容器の写真も同様。）

イ 自動車登録番号また車両番号を記入してください。

ウ 使用する車両が傭車の場合で、車体に産業廃棄物処理業の許可を受けた他の者の表示がある場合は削除してください。

（2）「運搬容器の写真」（第7面）[記入例 P23]

容器を用いて産業廃棄物を収集運搬する場合は、容器の写真を添付してください。

11 事業開始資金及び調達方法（第8面）[記入例 P24]

資金総額と調達方法についての内訳を記入してください。資金調達方法は、自己資金、金融機関等からの融資等を記入してください。

既に業を行われている方で、事業開始にあたって特に資金を必要としない場合でも、その旨を必ず記入してください。（新規許可、更新許可、変更許可申請のいずれの場合も必要です。）

12 資産に関する調書（個人用）（第9面）[記入例 P25]

「土地」「建物」については、固定資産の評価額を記入してください。「車両」「備品」については、それぞれの評価額で記入してください。

13 誓約書(第10面)[記入例 P26]

誓約書は、申請者（第2面及び第3面に記載された役員、株主・出資者、政令使用人等を含む）が法第14条第5項第2号イからへまでに該当していないことを確認し、誓約していただく書類ですので、該当していないことを確認後、字句の訂正、押印漏れのないように注意して誓約してください。

また、申請者等が条文に該当する場合は許可の申請をしても許可することが出来ません。

14 自動車検査証の写し

- (1) 運搬車両一覧表に記載した全車両の車検証の写しを添付してください。

なお、感染性廃棄物を運搬する場合で、車検証の車体の形状が保冷車又は冷蔵冷凍車等でない場合には、保冷設備を証する書類（販売店等が発行する証明書等）を添付してください。

- (2) 使用する車両が傭車の場合は、次の事項が記載された、賃貸借契約書等の使用する権原を証する書類の写しを添付してください。

ア 賃借人が独占使用できること。

イ 使用期間が原則として1年以上継続していること。

- (3) 用途欄が「乗用」等で、最大積載量の記載の無い車両を申請することはできません。

15 駐車施設を使用できる権限を証する書類等

- (1) 使用する駐車場が申請者の所有地の場合は、駐車施設に係る土地の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの）を添付してください。

- (2) 使用する駐車場が申請者の所有地でない場合は、賃貸借契約書等の使用する権原を証する書類の写し（有効期間内のもの）を添付してください。

なお、契約書の契約期間が満了しており、その後契約を自動更新している場合は、契約が継続している旨の貸主の証明書等を添付してください。

16 申請者が法人である場合の法人税納税証明書等

- (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付してください。

- (2) 法人税の確定申告書の写し

直前3年分の税務署の受付印のある確定申告書別表1及び別表4の写しを添付してください。修正申告を行っている場合は修正申告書別表1及び別表4の写し、税務署から法人税の更正決定通知を受けている場合は更正決定通知書の写しを添付してください。

- (3) 法人税の納税証明書

確定申告をしている税務署へ、直前3年分の法人税の納税証明書（その1・納税額等証明用）を請求し、その原本を添付してください。

17 申請者が個人である場合の所得税納税証明書等

- (1) 所得税の確定申告書の写し等

ア 直前3年分の税務署の受付印のある確定申告書1面及び2面(1表及び2表)の写しを添付してください。

イ 直前3年分の税務署の受付印のある収支内訳書（表面及び裏面）の写し又は青色申告決算書（1～4ページ）の写しを添付してください。

- (2) 所得税の納税証明書

確定申告をしている税務署へ直前3年分の所得税の納税証明書（その1・納税額等証明用）を請求し、その原本を添付してください。

また、個人事業開始後3年を経過しないため3年分の納税証明書を提出できない場合は税務署への個人事業開業届出書の写し又は都道府県税事務所への個人事業開始届出書の写しを

添付してください。

18 収支計画書(要領様式第 19 号) [P27、28]

直前 3 年分のうち 1 期でも法人税又は所得税の納税額が「無」及び「0」の場合、又は法人設立後 3 年を経過しないため、3 年分の納税証明書を提出できない場合等は、今後 3 年分の**収支計画書**を提出してください。

19 その他の書類

(1) 本社、主たる事務所、事業場の案内図(要領様式第 20 号) [P29、30、31]

本社、主たる事務所及び事業場等該当するいずれかを○で囲み、案内図を主要駅又は主要道路から記入してください。

(2) 許可証の写し

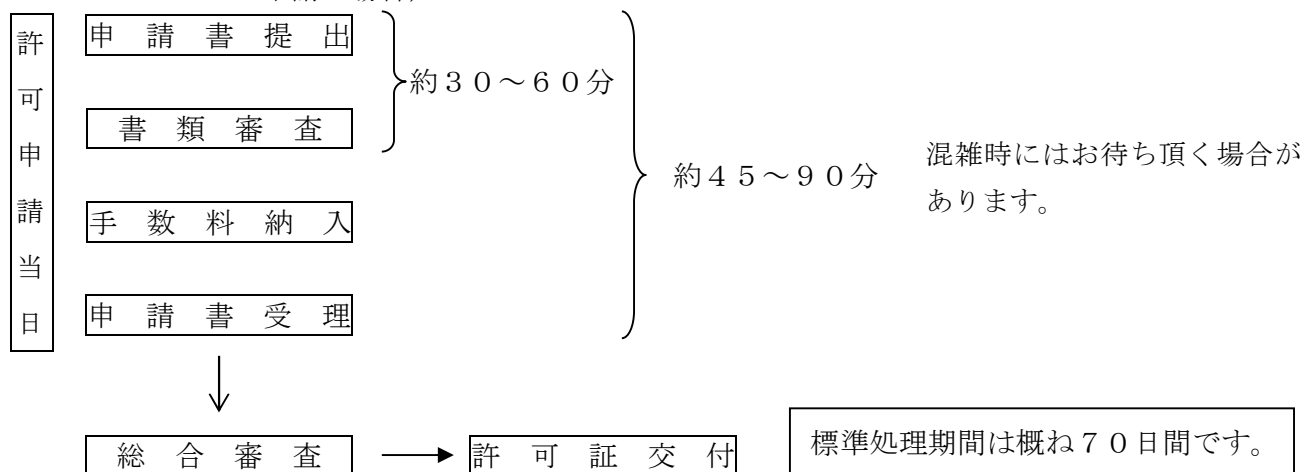
書類審査を迅速に行うため、以下の許可証の写しを添付してください。

ア 変更許可及び更新許可申請の場合は、本市許可証の写し

イ 新規許可申請で他の自治体で許可を持っている場合は、その自治体の許可証の写し（なお、2 つ以上の自治体で許可を持っている場合でも、1 枚のみで構いません。

<申請の手順> (産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)許可

申請の場合)



<許可証の受領>

許可証交付は郵送でも可能です。郵送を希望の場合は、A4版の入る返信用封筒に簡易書留料金+定形外郵便料金分の切手を貼り(レターパックプラスでも可)、あて先を記入して申請時にお持ち下さい。(行政書士あての場合は許可証受領の委任状が必要です。)

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書類・添付書類チェックリスト

産業廃棄物収集運搬業の許可申請をされる方は、申請する書類等に不足のないよう、確認欄に「レ」でチェックしてください。**書類等はチェックリストの順番で綴じてください。**

申請事項 (用紙及び添付書類)	確認欄
1 申請書第1面〔新規・更新許可用〕又は〔変更許可用〕((特別管理)産業廃棄物収集運搬業用)	☐
2 申請書第2面〔新規・更新許可用〕又は〔変更許可用〕	☐
3 申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人の場合	☐
法定代理人の住民票(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)(※1)	☐
4 申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合	☐
(1) 法定代理人の登記事項証明書(※1)	☐
(2) 法定代理人のすべての役員の住民票(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)(※1)	☐
5 個人の場合 申請者の住民票(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)(※1)	☐
6 法人の場合 役員全員の住民票(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)(※1)	☐
7 法人の場合 (1) 定款	☐
(2) 登記事項証明書(※1)	☐
8 申請書第3面	☐
9 法人の場合 株主・出資者の住民票(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)(※1)又は登記事項証明書(※1)	☐
10 政令使用人の住民票(本籍(外国人の場合は国籍等)記載)(※1)	☐
11 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(講習会の修了証の写し等)	☐
12 事業計画の概要を記載した書類並びに事業の用に供する施設の構造等を明らかにする構造図及び施設の所有権を有する又は使用する権原を有することを証する書類 〔(1)～(10)は様式第六号の二(第九条の二関係)〕	☐
(1) 事業の全体計画(第1面)	☐
(2) 取扱う産業廃棄物(特別産業廃棄物)の種類及び運搬量等(第1面)	☐
(3) 運搬施設の概要(第2面、第3面)	☐
ア 駐車場の付近の見取図	☐
(4) 収集運搬業務の具体的な計画(第4面)	☐
(5) 環境保全措置の概要(第5面)	☐
(6) 運搬車両の写真(第6面)(新規・変更許可申請時)	☐
(7) 運搬容器の写真(第7面)(新規・変更許可申請時)	☐
(8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法(第8面)	☐
(9) 資産に関する調書(個人用)(第9面)※申請者が個人である場合のみ	☐
(10) 誓約書(第10面)	☐
(11) 自動車検査証の写し	☐
(12) 庸車の場合は、賃貸借契約書又は使用承諾書等	☐
(13) 車庫の登記事項証明書(※2)又は賃貸借契約書等の写し(新規許可申請時)	☐
13 法人の場合 (1) 直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	☐
(2) 直前3年分の法人税の確定申告書別表1及び別表4の写し	☐
(3) 直前3年分の法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)	☐
14 個人の場合 (1) 資産調書	☐
(2) 直前3年分の所得税の確定申告書第1面及び第2面の写し	☐
(3) 直前3年分の所得税の収支内訳書又は青色申告決算書の写し	☐
(4) 直前3年分の所得税の納税証明書(その1・納税額等証明用)	☐
15 収支計画書(直前3年分の法人税又は所得税の納税額が1期でもない場合)	☐
16 その他の書類	
(1) 本社、主たる事務所、事業場の案内図	☐
(2) 許可証の写し(変更及び更新の場合は本市、新規の場合は他自治体)	☐

※1…発行日から3ヶ月以内のもの

※2…発行日から6ヶ月以内のもの

(新規・変更許可申請時)と表示のある書類は更新許可申請時には添付の必要はありません。

必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

書類審査後記入  年 月 日

（あて先） 川 崎 市 長

申 請 者

郵便番号 210-8577

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏 名 川 崎 株式会社

代表取締役 川崎 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 044（200）2593

FAX番号 044（200）3923

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え又は保管を除く

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

積替え又は保管を含む

汚泥、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類

「積替え又は保管」の有無及び取扱う産業廃棄物の種類を記入してください。

事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地

事務所 〒210-0005

電話番号

川崎市川崎区東田町5番4号

044（200）2593

事業場 〒210-0001

電話番号

川崎市〇〇区××町1番1号

044（200）2596

事業の用に供する施設の種類及び数量

車 両

容 器

コンテナ専用車 4 t 3台

ドラム缶 0.2 m³ 10本

キャブオーバー 4 t 2台

コンテナ容器 0.4 m³ 20個

形状別・積載量別に車数や容器の数量を記入してください。

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所 川崎市〇〇区××町1番1号

事業計画地面積 〇〇〇 m²積替え保管面積 〇〇 m²

汚泥、廃プラスチック（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類

保管上限 〇〇 m³

積み上げることができる高さの最大 〇〇 m

※ 事 務 処 理 欄

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	東京都	01300△△△△△
	千葉県	01200△△△△△
	埼玉県	平成29年〇〇月〇〇日 申請
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
かわさき 川崎 株式会社	川崎市川崎区宮本町1番地	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所
かわさき たろう 川崎 太郎	昭和23. 4. 28 代表取締役	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市川崎区東田町5番4号
かわさき はなこ 川崎 花子	昭和23. 10. 14 取締役	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市川崎区東田町5番4号
かわさき じろう 川崎 次郎	昭和30. 8. 12 監査役	〇〇市〇〇区〇町1丁目1番地 〇〇市〇〇区〇町1丁目1番地
	本籍及び住所は住民票に記載されている内容を記入してください。	
	* 氏名のふりがなは必ず記入してください。	

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	10,000株		出 資 の 額	
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割合	住	所
かわさき たろう 川崎 太郎	昭和 23. 4. 28	5,000 株	川崎市川崎区宮本町 1 番地	
		50%	川崎市川崎区東田町 5 番地 4 号	
かわさき はなこ 川崎 花子	昭和 23. 10. 14	2,000 株	川崎市川崎区宮本町 1 番地	
		20%	川崎市川崎区東田町 5 番地 4 号	
かわさき じろう 川崎 次郎	昭和 30. 8. 8	1,000 株	〇〇市〇〇区〇町 1 丁目 1 番地	
		10%	〇〇市〇〇区〇町 1 丁目 1 番地	
なかはら きんじ 中原 金次	昭和 23. 6. 12	1,500 株	東京都△△区△△町 1 丁目 1000 番地	
		15%	東京都△△区△△町 1 丁目 2 番地 3 号	
株式会社 みやまえしょうじ 代表取締役 宮前 銀次		500 株		
		5%	川崎市宮前区〇〇番	

令第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
たじま さぶろう 田島 三郎	昭和 28. 12. 24	大阪市〇〇区〇〇町 1 丁目 1 番地
	大阪支店長	大阪市△△△区△町 2 丁目 2 番地 2 号
	本籍及び住所は住民票に記載されている内容を記入してください。	
	*氏名のふりがなは必ず記入してください。	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、川崎市内の建設現場から排出される建設系廃棄物を収集し中間処理場または自社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	○m ³ /月	固形	〇〇建設(株) 川崎市〇〇〇	川崎市〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
2	がれき類	○m ³ /月	固形	同上	川崎市〇〇〇〇	同上
3	がれき類 (石綿含有産 業廃棄物を含 む。)	○m ³ /月	固形	同上		〇〇〇〇(株) 東京都〇〇〇
4	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず	○m ³ /月	固形	同上	川崎市〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
5	廃プラスチック類(水銀使 用製品産業廃 棄物を含む)	○m ³ /月	固形	(株)〇〇製造工業 川崎市□□□	川崎市△△△△	(株)△△△△ 東京都△△△
6	金属くず(水銀使用製品産 業廃棄物を含 む)	○m ³ /月	固形	同上	同上	同上
7	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず(水銀 使用製品産業 廃棄物を含 む)	○m ³ /月	固形	同上	同上	同上
8	汚泥(水銀含 有ばいじん等 を含む)	○m ³ /月	固形			(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
9	⋮	※欄が足りない場合は別紙を作成してください。 ※特定有害産業廃棄物については、別紙を用意しても構 いません ※川崎市が関係する運搬ルートのみ記載してください。				
10	※					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	川崎 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 川崎(株)	
2	キャブオーバ	川崎 100 い 22-22	4,000	(所有者) 株式会社 〇〇リース (使用者) 川崎(株)	クレーン設備
3		クレーン設備、パッキン処理等の付帯設備がある場合は備考欄に記載してください。			
4					
5					
6		※欄が足りない場合は別紙を作成してください。			
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	川崎市川崎区〇〇 ※付近の見取図（要領様式第20号）を添付してください。				
駐車場の所在地	同上 ※ 付近の見取図を添付すること。				

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
コンテナ	がれき類、ガラスくず	〇m ³	
ドラム缶	廃プラスチック（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）	〇m ³	

※欄が足りない場合は別紙を作成してください。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

川崎市川崎区〇〇

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

汚泥 ○〇 m³

廃プラスチック（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ○〇 m³

金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ○〇 m³

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ○〇 m³

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ○〇 m³

がれき類 ○〇 m³

※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を説明。

※欄が足りない場合は別紙を作成してください。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

※既に事前協議（事業計画書）で提出済みの場合は省略可

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）

②キャブオーバ

汚泥、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 収集運搬業務を行う時間

8時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

※欄が足りない場合は別紙を作成してください。

従業員数の内訳

令和3年4月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。また、ドラム缶はロープで縛って固定する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、破碎することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないようドラム缶に入れて運搬する。
- ・水銀製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は、他の廃棄物と混ざらないようドラム缶に入れて運搬する。

(2) 積施設又は保管施設において講ずる措置

保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。

積替え作業を行う際には、飛散しないよう散水し、周囲に人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設置する。

※欄が足りない場合は別紙を作成してください。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	川崎 100 あ 11-11		
前 面 写 真	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 10px;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table>	撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日
撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず ・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	25,162	
土地	購入費 5,000	
事務所	造成費 2,500 建設費 5,000	
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替え保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000	
申請手数料	産業廃棄物収集運搬業 81	
申請手数料	特別管理産業廃棄物収集運搬業 81	
調 達 方 法	自己資金	5,162
	借入金	○×銀行 20,000
	その他	
	増資	
		既に当該事業を行っており、施設等について保有していますので、今回の申請にあたって申請手数料以外特に事業開始のための資金は必要ありません。
事業開始資金を必要としない場合 		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券	○×の株式	1, 0 0 0 株	1 0 0
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8, 1 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

川 崎 市 長 様

申請者

住所 川崎市川崎区宮本町 1 番地

氏名 川崎 株式会社

代表取締役 川崎 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(要領様式第19号)

(あて先) 川崎市長

収 支 計 画 書

(無税の場合)

~~—(3年間の決算未到来の場合)—~~

過去の実績ではなく、添付した納税証明書の翌年から3年間の
今後の計画を記載してください。

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
売 上 高	40,000	42,000	44,000
売 上 原 価	18,000	19,000	20,000
販売費・一般管理費	21,800	22,000	22,200
営 業 利 益	200	1,000	1,800

営 業 計 画 書

無税の理由（決算期末到来の場合は売上高算出根拠）：

ここ数年の景気停滞の影響が著しく、競争の激化のもとで受注を確保するために、
運搬単価が下落したため、売上高が減少し、人件費等の固定経費部分の削減が難し
かったこともあり、営業赤字を計上してしまいました。

今後の見通し：

景気回復の兆しも出てきており、今後は積極的な営業活動を行い新規顧客の獲得に
努めて売上増を図ると同時に、経費を削減して利益の確保に努めていきます。

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地
氏 名 川崎 株式会社
代表取締役 川崎 太郎

(要領様式第19号)

(あて先) 川崎市長

収 支 計 画 書

—(無税の場合)—

(3年間の決算未到来の場合)

今後3年間の計画を記載してください。

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
売 上 高	20,000	22,000	24,000
売 上 原 価	9,000	10,000	11,000
販売費・一般管理費	10,500	11,000	11,500
営 業 利 益	500	1,000	1,500

営 業 計 画 書

無税の理由（決算期未到来の場合は売上高算出根拠）：

法人設立が令和6年2月1日のため、第1期の決算を迎えていません。

売上高算出根拠は、次のとおりです。

収集運搬1台当たり単価 20,000円、1日3台、月間22日稼働

20,000円×3台×22日×12カ月=15,840千円、その他売上高 約4,000千円

今後の見通し：

景気回復の兆しも出てきており、今後は積極的な営業活動を行い新規顧客の獲得に

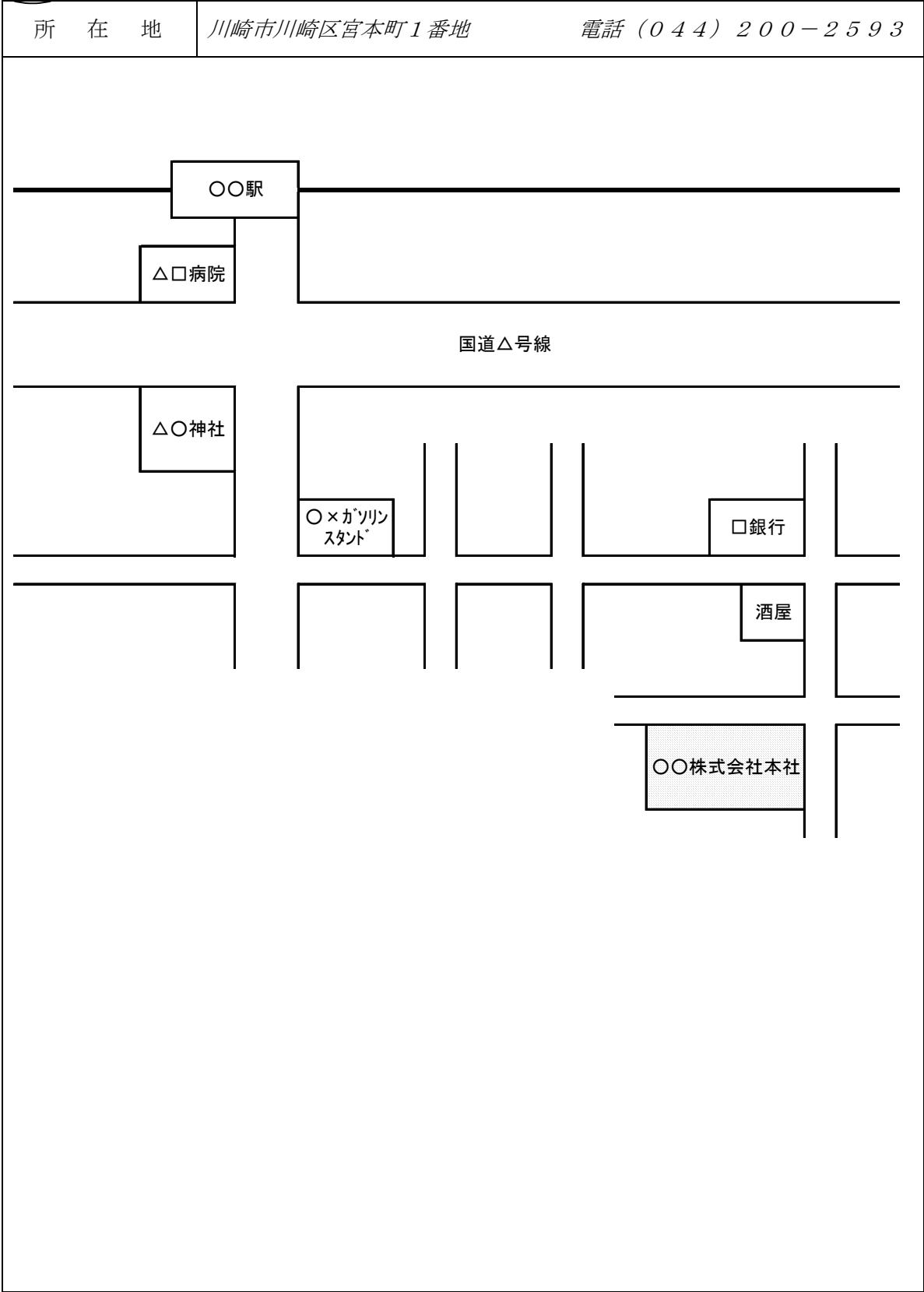
努めて売上増を図ると同時に、経費を削減して利益の確保に努めていきます。

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏 名 川崎 株式会社

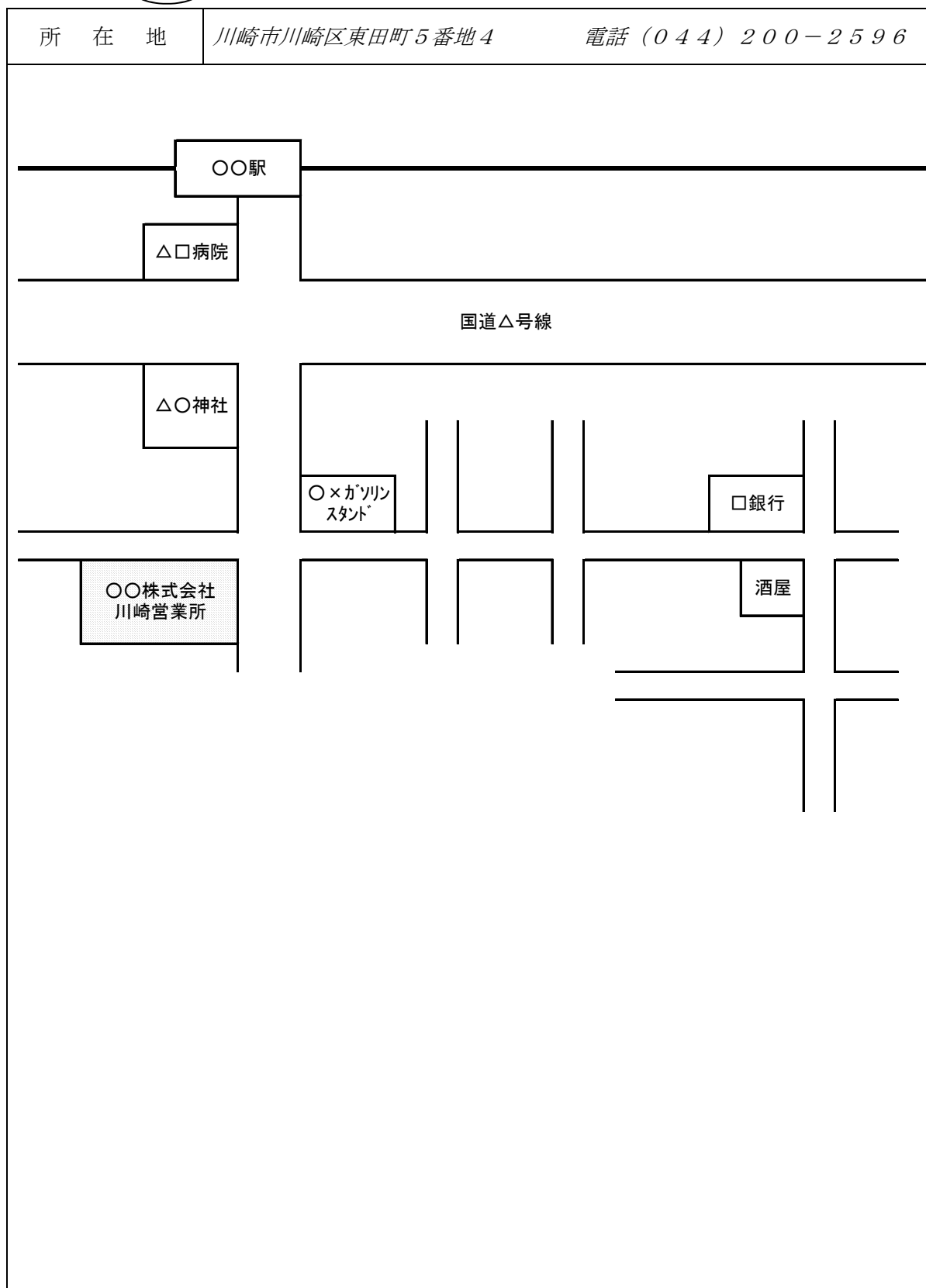
代表取締役 川崎 太郎

本社、主たる事務所、事業場 の案内図



(要領様式第20号)

本社、主たる事務所、事業場の案内図



(要領様式第20号)

本社、主たる事務所、事業場の案内図

所在地	川崎市川崎区砂子1番地9番3号 電話(044)200-2604				

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

書類審査後記入 ⇨

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申 請 者

郵便番号 210-8577

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏 名 川 崎 株式会社

代表取締役 川崎 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 044(200)2593

FAX 番号 044(200)3923

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、**産業廃棄物収集運搬業**の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成22年 1月 1日 第05700△△△△△号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	積替え又は保管を除く 汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)紙くず、繊維くず 積替え又は保管を含む 汚泥、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類 取扱う産業廃棄物の全ての種類を記入してください。
変 更 の 内 容	紙くず、繊維くずの追加 ⇨ 取り扱う産業廃棄物の追加の
変 更 理 由	事業拡大を図るため。 種類を記入してください。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	車 両 容 器 コンテナ専用車 4 t 4台 ドラム缶 0.2L m³ 10本 キャブオーバー 4 t 2台 コンテナ容器 0.4 m³ 21個 形状別・積載量別に車数や容器の数量を記入してください。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

○補足 エコ運搬制度とは

川崎市の条例により、川崎市内の事業者には、運送事業者や取引先事業者に対してエコ運搬の実施を要請する義務（または努力義務）が課せられています。

自動車由来の窒素酸化物及び二酸化炭素の更なる削減のため、川崎市内の事業者から要請がありましたら、エコ運搬の実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

・エコ運搬制度とは？

A. 川崎市の条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）に定められている制度です。市内の荷主※1及び荷受人※2が、自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物（以

下「貨物等※3」）の運搬や購入などを行う際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度のことです（対象自動車を使用されない場合を除きます※4）。

Q. エコ運搬とは？

A. 貨物等の運搬の際に、次の3項目を実施することをいいます。

- 1 エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示
- 2 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 3 低公害・低燃費車の積極的な使用

Q. どんな効果があるの？

A. エコ運搬制度により次の効果が期待されます。

- 1 エコドライブの普及や市内走行車両の低公害・低燃費化が進むことで、窒素酸化物及び二酸化炭素の削減に繋がります。
- 2 エコドライブの実施により、交通事故低減に繋がります。

・川崎市地域環境共創課「エコ運搬制度トップページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000085528.html>



※1 本制度では「荷主」とは貨物等を搬出する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども出庫の際には「荷主」になります。

※2 本制度では「荷受人」とは貨物等を搬入する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども入庫の際には「荷受人」になります。

※3 市条例では、要請対象となる運搬行為を「貨物等」の運搬としており、「貨物等」とは「自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物」のことをいいます。

※4 対象自動車とは、1ナンバーのトラック、4ナンバーの小型トラック等（一部、6ナンバーを含む）及び8ナンバーの特種自動車（貨物等の運送の用に供するものに限る）をいいます。そのため、軽自動車、二輪自動車、乗用自動車、バス及び特殊自動車は対象外です。

○補足 BCP（業務継続計画）について

BCP とは企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を決めておく計画のことを言います。

災害に備えた計画を策定している場合には、BCP（業務継続計画）の策定有無を記載し、その内容を添付してください。

災害時等においても産業廃棄物の処理が停滞し、生活環境や公衆衛生に支障が生じることがないよう、「産業廃棄物の処理に関する BCP の作成ガイドライン」を策定しましたので、一般的な BCP と併せて、緊急時における業務継続体制の構築にご活用下さい。

- ・川崎市廃棄物指導課 「産業廃棄物の処理に関する BCP 作成ガイドライン」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000140691.html>

- ・川崎市経済労働局「BCP（事業継続計画）の策定について」

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000019715.html>

- ・内閣府防災担当「事業継続ガイドライン」

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/hajimete.html>

- ・中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

- ・神奈川県「中小企業のための BCP（事業継続計画）作成のススメ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/2023bcpnosusume.html>



○補足 脱炭素化に関する取組について

本市では、2022年に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、2030年度までの市域の温室効果ガス排出量の削減目標について、2013年度比50%削減と設定しています。また、2050年の市域の温室効果ガス排出量について実質ゼロを目指します。ここで「実質ゼロ」とは、人為的なCO₂排出量と、森林等のCO₂吸収量を差し引いて、CO₂排出をゼロとみなすものです。

また、本市の産業廃棄物処理指導計画（2022年度～2025年度）では3R・適正処理の推進や脱炭素化の推進等を施策の柱として設定しています。

つきましては、許可申請の際に事業計画書の提出を要する事業者については、事業計画書添付書類である事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類に、事業者としての産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の脱炭素化に向けた基本方針や基本取組について記載していただくようお願いします。なお、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第1項又は第3項の規定に基づく事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者向け脱炭素化取組計画書を提出している場合には、その写し（抜粋）を添付することで代えても構いません。

基本方針や基本取組の具体例としては、①廃プラスチック類等の再生利用の推進、②省エネルギー対策に向けたエネルギー管理体制の構築、③車両・施設の省エネルギー対策、エコ運搬の実施・促進、④照明や空調の設定や使用時間の管理、⑤再生可能エネルギーの導入等が考えられます。基本方針等の検討にあたっては、本市が作成した「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」や東京都が作成している中間処理施設向け省エネルギーマニュアル「産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策」が参考になります。また、本市の脱炭素戦略推進室では、中小規模事業者の方々の脱炭素化支援としてCO₂排出量算定ツールの提供や省エネルギー診断、エコ化支援補助金の交付を行っています。

- ・川崎市環境局脱炭素戦略推進室「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000138798.html>



- ・川崎市環境局脱炭素戦略推進室「事業活動と環境」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-4-4-6-0-0-0-0-0-0.html>



- ・川崎市環境局環境対策部地域環境共創課「エコ運搬制度の手引き概要版（廃棄物処理業）」

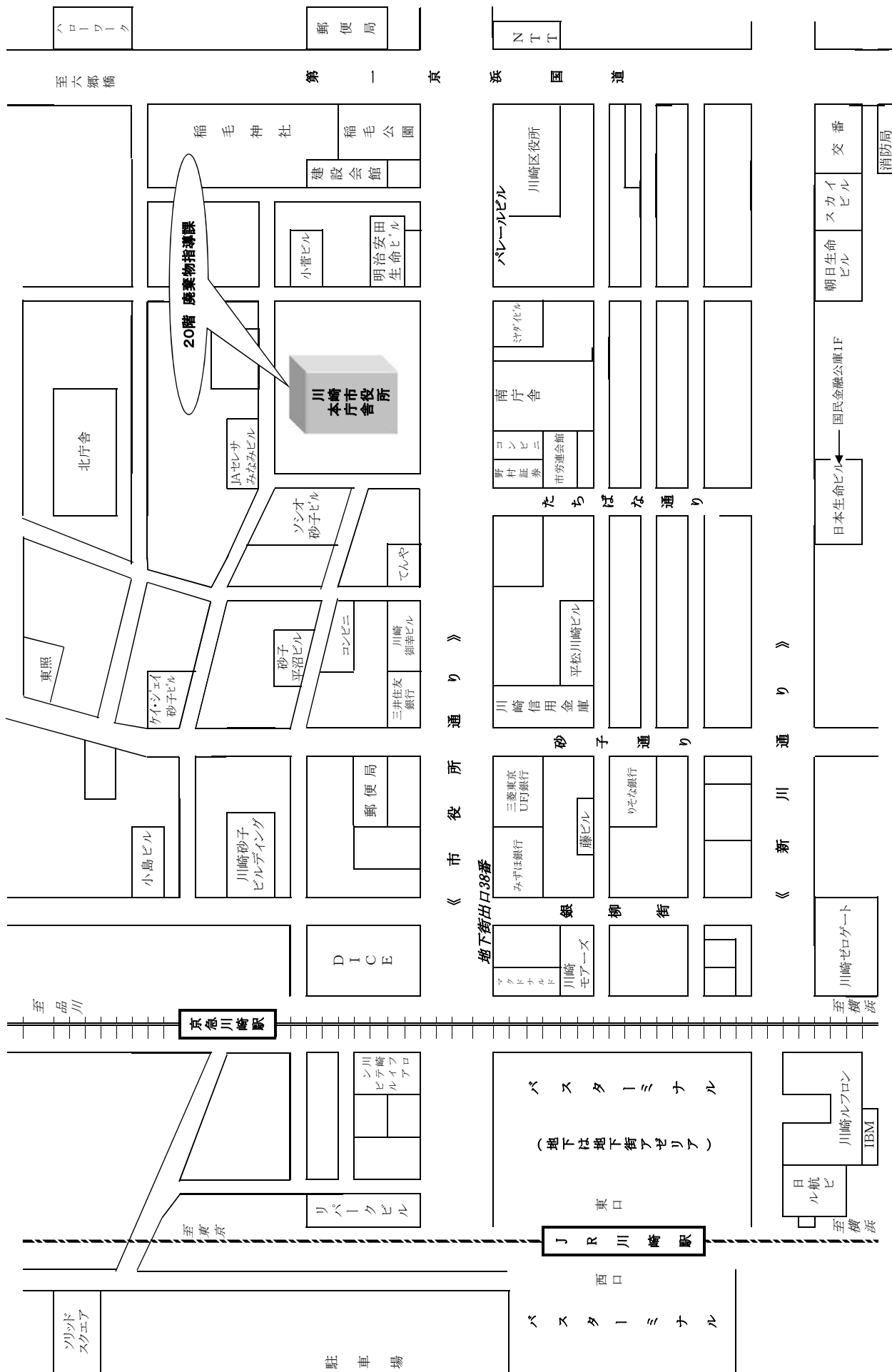
https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000085/85528/haiki_gaiyou_202410.pdf



- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター「産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策」

<https://www.tokyo-co2down.jp/assets/company/seminar/type/text/recycle.pdf>





廃棄物指導課案内図

令和7年4月

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
の収集運搬業許可申請の手引き

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2593

FAX 044-200-3923

<http://www.city.kawasaki.jp/>